

2月26日、**厚生労働省**は、「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」を公表しました。

50人未満の事業場におけるストレスチェック義務は、令和7年改正安衛法により、「公布後3年以内に政令で定める日」より施行されますが、改正に対応できるよう、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成等を行うこととされ、検討が進められてきました。

次のような構成となっており、50人未満の事業場におけるストレスチェックについては、「原則として、労働者のプライバシー保護の観点から、ストレスチェックの実施を外部機関に委託することが推奨され」ていることから、従来のストレスチェックマニュアル（『労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル』）にはない「8 外部委託ではなく自社で実施する場合の留意点」が設けられています。

- 1 ストレスチェック制度の実施に向けた準備
- 2 ストレスチェック制度の実施体制・実施方法の決定
- 3 ストレスチェックの実施
- 4 医師の面接指導及び事後措置
- 5 集団分析・職場環境改善
- 6 労働者のプライバシーの保護
- 7 不利益取扱の禁止
- 8 外部委託ではなく自社で実施する場合の留意点

巻末資料① ストレスチェック制度実施規程（モデル例）

巻末資料② サービス内容事前説明書（モデル例）

巻末資料③ 職業性ストレス簡易調査票

巻末資料④ 関係法令・各種情報等

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

- ストレスチェック 50人未満 面接指導 職場環境改善 プライバシー保護

「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69680.html

ストレスチェック制度について

<https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou/>